

## 一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公の施設の利用料金の見直しについて

現行の一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公の施設の利用料金の適用期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までであるため、今年度令和6年4月1日から3年間の見直しを行った。

鳥取県東部広域行政管理組合廃棄物等審議会からの答申を踏まえ、すべての料金を据え置くこととする。

### 1 対象となる処理手数料及び利用料金

- (1) 一般廃棄物処理手数料（直接持込の不燃物処理手数料）
- (2) 一般廃棄物処理手数料（直接持込の可燃物処理手数料）
- (3) 因幡霊場の利用料金
- (4) 白兔グラウンドゴルフ場の利用料金

### 2 審議会での附帯意見

- (1) 一般廃棄物処理手数料のうち可燃物処理手数料は、新施設になったこと、原油高、物価高及び行政負担を減らすことなどの理由により、値上げも必要との意見もあったが、十分な稼働実績等が得られていないため現行の料金を据え置くこととした。

令和9年度以降の可燃物処理手数料の見直しにあたっては、実績に基づき、適正な手数料の見直しとなるようにしていただきたい。

- (2) 因幡霊場の利用料金のうち、圏域外住民の利用料金は維持管理費に建設費相当額を加えた額に火葬件数で除した額を負担していただいているが、建設費相当額は固定のため、火葬件数が増加すれば料金が減額となる事象が起こりうる。圏域住民の理解が得られるよう適切な利用料金設定となるよう検討していただきたい。

現行の一般廃棄物処理施設の処理手数料及び公の施設の利用料金

- 1 一般廃棄物処理施設の処理手数料（直接持込の不燃物処理手数料）  
390円／10kg
- 2 一般廃棄物処理施設の処理手数料（直接持込の可燃物処理手数料）  
120円／10kg

3 因幡霊場の利用料金

区分		単位	組織市町の住民	左記以外の住民	備考
人体	大人	1体につき	25,000円	55,000円	
	小人	1体につき	16,000円	35,000円	満4歳以下
	死胎	1胎につき	16,000円	35,000円	妊娠4月以上の死産児
	改葬遺骸	1件につき	16,000円	35,000円	
人体の一部等		1件につき	19,800円	45,100円	1件は10kgまで
畜類		1頭につき	19,800円	45,100円	

$$\begin{aligned} \text{■ 圏域住民の利用料金} &= \frac{\text{維持管理費} \times 80\%}{\text{火葬件数}} \Rightarrow 25,277\text{円} \approx 25,000\text{円} \\ &= \frac{(128,341\text{千円})}{(4,062\text{件})} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{■ 圏域外住民の利用料金} &= \frac{\text{維持管理費} + \text{建設費相当額}}{\text{火葬件数}} \\ &= \frac{(128,341\text{千円}) + (91,281\text{千円})}{(4,062\text{件})} \\ &\Rightarrow 54,068\text{円} \approx 54,000\text{円} \end{aligned}$$

4 白兔グラウンドゴルフ場の利用料金

区分		単位	利用金額
個人	子ども	1人1回につき	300円
	大人	1人1回につき	500円
団体 (20名以上の ものに限る)	子ども	1人1回につき	240円
	大人	1人1回につき	400円
多目的広場貸切		1時間につき	1,000円
用具一式		1回につき	100円

## 消防庁舎整備事業の進捗状況について

### 【概要】

#### ①八頭消防署用瀬出張所

旧庁舎の解体が完了し、用地の鳥取市への無償譲渡も完了。

現在は、駐車場として整備されている。 ※整備は鳥取市による。



解体工事完了  
R5.10.23




現在の状況

#### ②八頭消防署若桜出張所

若桜町による用地取得等の完了をもって、令和6年度中に建設工事に着手する。

#### 【整備スケジュール】

	若桜町	東部広域
R 4		基本・実施設計、地質調査完了
R 5	用地取得	
R 6	R6.4～9 造成工事（予定）	 R7.2～R8.2 建設工事 R8.3 運用開始
R 7		
R 8		旧庁舎解体

### ③気高消防署

鳥取市と用地について協議を進めており、概ね建設予定地が固まりつつある。  
(赤枠の土地)

【整備スケジュール】

	鳥取市	東部広域
R 6	用地取得・造成工事（予定）	基本・実施設計、地質調査（予定）
R 7		↑ R7.10～R9.2 建設工事 ↓ R9.3 運用開始
R 8		
R 9		旧庁舎解体

【気高消防署建設予定地】



#### (次年度以降の方向性)

鳥取消防署吉方出張所・国府分遣所の整備に向けて、協議を本格化する。

署所名	構造	竣工年月	耐用年数	経過年	整備目標年度
鳥取消防署国府分遣所	鉄骨造平屋建	S54.9	38年	44年	R7～9年度
鳥取消防署吉方出張所	鉄骨造平屋建	S52.3	38年	47年	R7～9年度
気高消防署青谷出張所	鉄骨造平屋建	H2.3	38年	34年	R8年度以降検討
湖山消防署	鉄筋コンクリート造2階建	S53.3	50年	46年	R8年度以降検討
消防局・鳥取消防署	鉄筋コンクリート造4階建	H1.3	50年	35年	R8年度以降検討

## 鳥取県立中央病院の救命処置に関する指示要請不応需等への対応について

## 1 概要

- ①救急救命士による特定行為の指示要請に対する不応需事案  
②医師による救急隊員へのパワハラ行為 } が発生

## 2 経過

〔令和5年〕

- 12月5日
  - ・中央病院が、東部消防局あてに「特定行為の指示は出さない。」旨のメールを一斉配信
- 12月8日
  - ・中央病院から『協定書に基づき指示を出す。』旨の連絡を受け、活動再開。
- 12月12日
  - ・指示再開の連絡後も「指示要請への不応需」が継続
- 12月13日
  - ・中央病院から「指示は出さない。」旨の連絡を再度受け、他の医療機関から指示を受けて活動
  - ・東部MC会長に対し、現状説明と今後の対応について協議
- 12月15日
  - ・中央病院から『指示・受入とも通常体制に戻す。』旨のメール配信を受け、全署所に周知
- 12月21日
  - ・中央病院に対し、東部MCを通じて、①・②『救急活動における指示要請不応需及び院内での対応について』調査依頼
- 12月26日
  - ・東部MCが開催され、中央病院が指示要請に対する不応需について経緯を説明。謝罪。

〔令和6年〕

- 1月11日
  - ・中央病院へ②『救急隊員へのハラスメントに関する（追加）調査』を依頼
- 1月12日
  - ・東部MC事務局が、中央病院からの①に対する回答（東部消防局の主張を認める内容）を受理
  - ・中央病院による記者会見。

## 【用語の定義及び解説】

- ◇特定行為：救急救命士が心肺停止傷病者に対して行う気管挿管、静脈路確保、薬剤投与などの処置をいう。
- ◇指示要請：救急救命士が特定行為を実施するにあたり、医師に直接、具体的な指示を受けることをいう。  
救急救命士は、指示を受けなければ、特定行為ができない。  
※本局は6病院（市立、中央、日赤、生協、岩美、智頭）と指示要請の協定締結している。
- ◇県MC：鳥取県救急搬送高度化推進協議会のことで、県内医療機関、消防、県、医師会等のメンバーにより構成される。事務局を県・消防防災課が担当。
- ◇東部MC：鳥取県東部地区メディカルコントロール協議会のことで、東部地区医療機関、消防、県、市、医師会等で構成。事務局を東部消防局警防課が担当。